

公 示

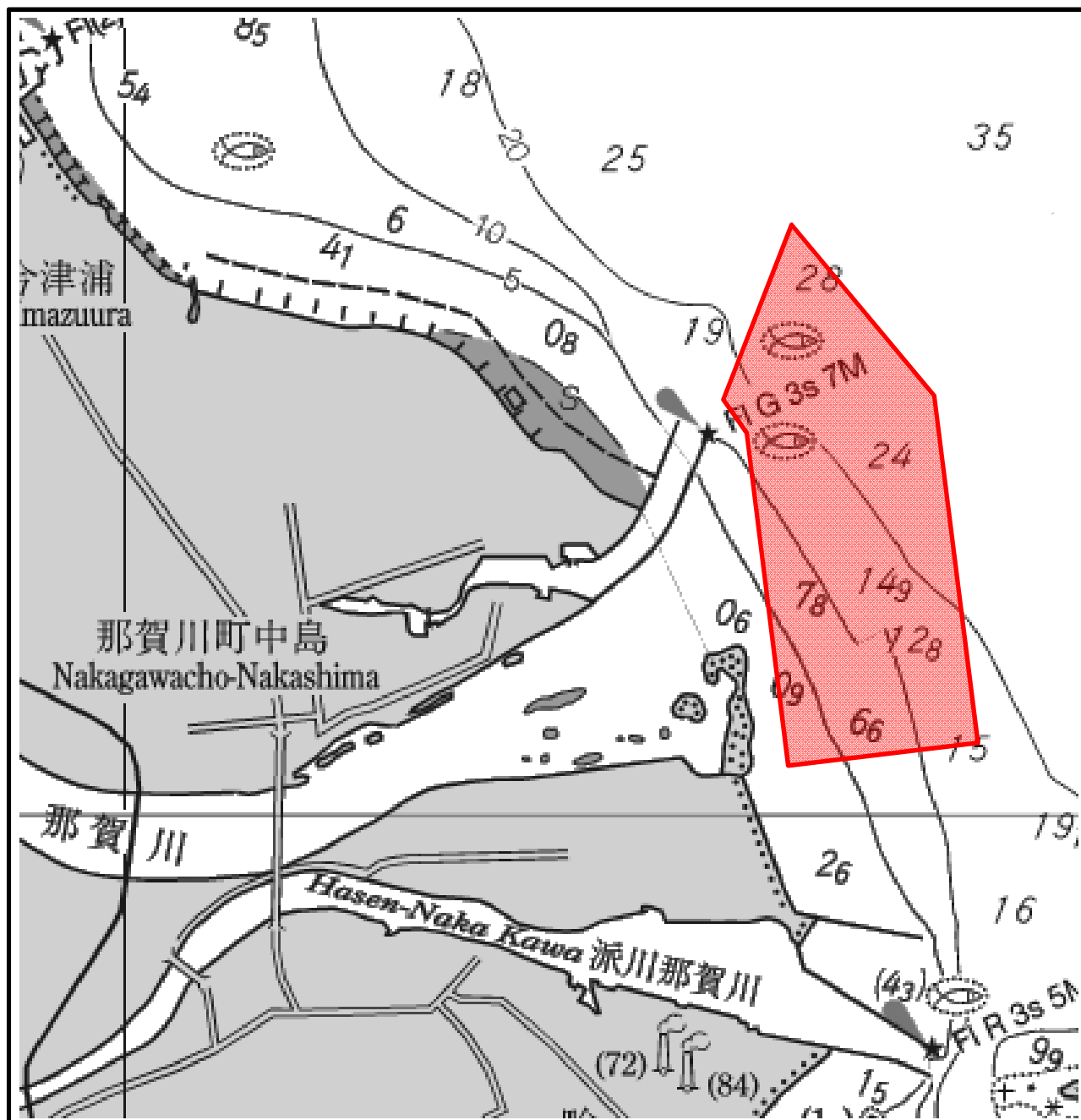
第五管区海上保安本部長公示第76号
水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和元年12月24日

第五管区海上保安本部長

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名 称 四国地方整備局那賀川河川事務所
 - (2) 住 所 徳島県阿南市領家町室ノ内390
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区 域 那賀川河口（別添付図のとおり）
 - (2) 期 間 令和2年1月14日から
令和2年3月31日までのうち2日間
- 3 水路測量の実施方法
GPS測量機による測位及び音響測深機による測深
- 4 航行船舶に対する安全措置
 - (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚
 - (2) 五管区水路通報第50号（令和元年12月27日発行）

付図



 : 測量区域

海上保安庁刊行 海図W150C